

真庭市立八束小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月 策定

いじめに関する現状と課題

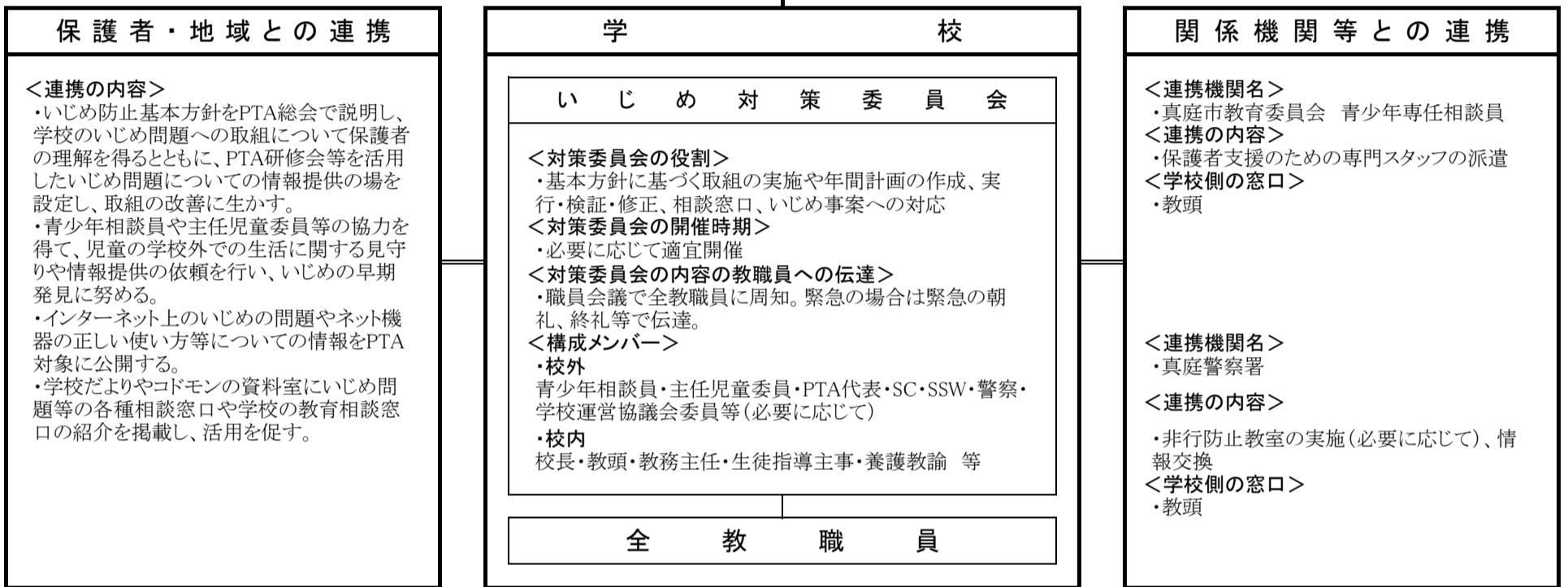
・令和7年度に認知したいじめの主な原因として、陰湿ないじめは見られないが、相手の立場を考えた言動が不足し、こころない言葉や乱暴な行動から起こるトラブルであった。落ち着いた学級・学校づくりに努め、令和2年度から継続して、「いいところ見つけ」にも力を入れている。その取り組みにより、自己肯定感が上昇している。学校外においては、インターネットに接続できる携帯ゲーム機の使用、SNS等の利用も学年に関わらずあるため、依然として、それらのトラブルが懸念される。今年度も各教科・道徳科等を通して友達との人間関係の大切さや情報モラル等について指導を継続する。学校全体としていじめ防止に向けて取り組んでいくためには、いじめ対策組織の確立、いじめ対策に向けての連携の強化、児童の実態把握、適切な対処のための職員研修の充実等の必要がある。学校全体で、未然防止に向けて、発達支持的生徒指導に努めていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校全体の取組を推進するため、人権・生徒指導委員会を年2回設け、取組や状況を確認し、いじめの早期発見や対応を行う。
 ・いじめ対策委員会の構成員には学校内はもちろん、必要に応じて青少年相談員や主任児童委員・SC・SSW等の参加も要請し、様々な視点から意見を出し合い、よりよい指導方針を検討する場とする。
 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設け、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために年2回の集団アセスメント(Q-U)、定期的なアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有することで児童への指導に役立てる。

<重点となる取組>

- ・いじめの早期発見に向けた校内指導体制の確立や学習集団づくりについての職員研修を定期的実施する。
- ・児童会主体の「なかよし集会」や「人権集会」、日常の「いいところみつけ」の取組を行い、いじめを許さず、人を大切にすることを意識の高揚を図る。
- ・児童の実態把握に向けた集団アセスメント(Q-U)の実施、終礼での情報交換を継続し、全職員での共通理解を図る。
- ・正しい言葉遣いのできる集団を育てる。人権意識に欠けた言葉遣いへの指導をしていく。



学校が実施する取組

①	<p>いじめの防止</p> <p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、関係機関から講師を招聘し、児童のネット利用時の留意点等についての研修会を行う。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いに認め合い、学び合う学習集団づくりを心掛け、一人一人が活躍し、充実感を感じられる場を設ける。 <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間に合わせて「なかよし集会」、人権週間に合わせて「人権集会」を企画・実行し、いじめ防止に向けた児童の主体的な取組を進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報を適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、学年の実態に応じて行う。
②	<p>早期発見</p> <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のための集団アセスメント(Q-U)を年2回(6月・11月)行い、分析した結果を全職員で共通理解することで、児童の生活実態を把握するとともに、いじめの早期発見を図る。 ・児童全員に定期的にアンケートを実施する。 ・ICTを活用し、毎日の健康観察において子どもの心身の健康状態を把握する。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童との人間関係づくりを心掛け、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできる相談体制を確立する。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる行動について、終礼時に情報交換し、情報を共有する機会を設ける。
③	<p>いじめへの対処</p> <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けているという事実が分かり、その可能性が明らかになった時には、速やかにいじめの有無の確認をする。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を適宜開催する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったと確認された際には、いじめられた児童を守ることを最優先し、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを伝えることをはじめとし、毅然とした態度で対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。